



峠

のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel 03-3441-3041 Fax 03-5421-7086

げんとう 燈

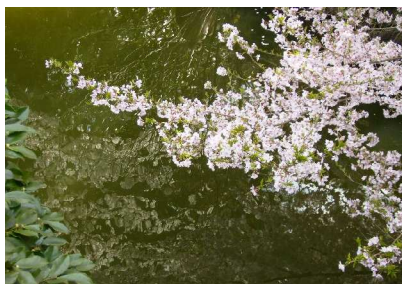
米国の金融危機、原油価格高騰、円高に対処すべき時に、中央銀行のトップ不在という異常事態が続いていた日銀において、ようやく白川方明総裁が誕生しました。そればかりか、何も決められぬまま期限が過ぎ去ったことによって、一時的に下がったガソリン価格を目の当たりにすると、むしろ「ねじれ国会」の副作用により生じた混乱や財源不足のツケの重さに目が眩みます。

平成20年4月以降に開始する事業年度から、すべての上場企業は「財務報告に係る内部統制報告書」の提出が義務付けられました。ただ、未だ多くの上場企業が対応に追われているのが実情のようです。ここでいう「内部統制」とは、一般的には、企業がその業務全般や財務等について法令に準拠し、より効果的な社内ルールを自ら定め、適切に管理することを指します。

この内部統制を整備することは、中小企業に

においても重要なテーマになってくると考えられます。具体的には、ある大手コンビニが食品の成分や検査情報をすべての一時納入者から収集して管理する仕組みを導入したことなどは、上場企業の内部統制の影響が中小企業にも及んだ典型的な事例といえるでしょう。しかも、近年の企業不祥事の続発を受けた社会的傾向を踏まえると、中小企業も着実にこの流れに巻き込まれて行くものと思われれます。

中小企業が内部統制を整備するにあたり重視すべき点は、自社の経営上のリスクや弱点を発見したうえで改善につなげていくことにあります。むしろ、金融商品取引法が要求する形式的な水準を満たすことなどには振り回されてはならないのだといえます。これから徐々に明らかになる周囲の内部統制導入例を見定めつつ、自社に浸透させたい部分を積極的に取込んで行きましょう。
(杉山一紀)



新宿御苑



新宿御苑



埼玉・ふじみ野

平成20年度税制改正

桜が満開となり一番の見所を迎えている4月初め、政治の方ではいわゆる「ねじれ国会」の影響で揮発油（ガソリン）税の暫定税率が失効し、全国のガソリンスタンドではガソリンの価格が値下げされています。

ガソリンの価格ばかりが注目されがちですが、平成20年度の税制改正も見所のある内容となっております。



以下、平成20年度税制改正の中で特に重要なテーマについて触れさせていただきます。

1. 研究開発税制・情報基盤強化税制

◆ 研究開発税制の強化

以下の（ハ）の制度が新しく追加されます。具体的には（イ）+（ロ）若しくは（イ）+（ハ）のどちらかを選択して税額計算をすることになります。

- （イ） 試験研究費の総額に係る税額控除（法人税額の20%が限度）
- （ロ） 試験研究費の増加分に対する税額控除（法人税額の10%が限度。（イ）とは別枠。）
- （ハ） 売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除（法人税額の10%が限度。（イ）とは別枠。（ロ）との選択適用。）

◆ 情報基盤強化税制の見直し

- （イ） 対象となるソフトウェアの範囲が拡大されます。
- （ロ） 中小企業（資本金等が1億円以下）については適用対象となる設備等の取得価額の合計額の最低限度が70万円（現行300万円）に引き下げられます。
- （ハ） 一方、大企業（資本金等が10億円超）については、対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は200億円までと、限度が設けられます。



2. 中小企業・ベンチャー支援

◆ 人材投資促進税制の拡充・延長

教育訓練費の増加額に係る税額控除制度が、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に最大12%を乗じた金額を税額控除できる制度に改組されます。一方で、大企業については適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止されます。

◆ 特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

個人が、その年中に特定中小会社であって一定の要件を満たす株式会社に出資した金額については、1,000万円を限度として寄付金控除が適用されます。

3. 事業承継税制

◆ 自社株に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度の創設

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の 3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。



4. 減価償却制度

項目数の多い機械・装置を中心として資産区分が簡素化（現行の390区分から55区分へ）されるとともに、使用実態を踏まえ法定耐用年数も見直されます。

5. 金融証券税制

◆ 損益通算の特例の創設

その年又はその年の前年以前3年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に譲渡益から控除した分を除く。）がある時は、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除されます。

この改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用されます。

◆ 上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得の10%軽減税率の廃止

平成20年12月31日をもって10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）が廃止され、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）とされます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、以下の分については、従来通り10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）が適用されます。

- (イ) その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分
- (ロ) 申告分離課税を適用した配当所得の金額のうち100万円以下の部分

以上、主要なポイントについて、簡単ではございますがご説明させていただきました。なお、ねじれ国会の影響で、税制改正法案はまだ成立しておらず、いわゆる「つなぎ法案」に含まれていないいくつかの制度については、20年3月31日をもって適用期限切れとなっており、今度の取扱いについては、まだ未確定な部分が多いことをご了承ください。

(ながせ)

左から
松戸・両国・都立大の桜



リースの税制改正で資金繰りが改善する!?

平成20年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年税制改正により税務の取扱いが変更となっています。一般的には、コピー機その他のリース資産で汎用性の高いものは、ほとんどが所有権移転外ファイナンスリース取引契約となっており、注意が必要です。特に消費税では契約時に資金繰りに好影響を及ぼします。

リース契約締結日	H20.3月以前	H20.4月以後
消費税の取扱い	リース料の支払い事業年度で、支払分の仮払消費税を計上し、消費税の仕入税額控除をする。	リース契約締結事業年度で、リース期間のリース料総額に対する仮払消費税を計上し、消費税の仕入税額控除をする。

◎ 資金繰りへの影響

消費税の計算は原則として売上に係る消費税の入金額（仮受消費税）から、仕入・経費に係る消費税の出金額（仮払消費税）を控除して、差額を納付する計算構造となっています。

税法上、所有権移転外ファイナンスリース取引は売買とみなされることから、リース期間のリース料総額に係る仮払消費税を契約事業年度で控除出来ることになり、翌期以降の未払リース料に係る消費税を前取りして控除することにより、資金繰りが改善するのです。

《具体例》

リース契約締結日：平成20年4月1日（会社決算日：毎年3月末日）

リース期間：5年

リース料（税抜き）：100,000円/月 1,200,000円/年 6,000,000円/5年

仮受消費税：500,000円



契約年度	2年度	3年度	4年度	5年度
------	-----	-----	-----	-----

契約年度の消費税の計算

改正前 $500,000円 - 1,200,000円 \times 5\% = 440,000円$ （納税額）

改正後 $500,000円 - 6,000,000円 \times 5\% = 200,000円$ （納税額）



上記具体例によれば、改正前に比べて契約年度の消費税納税額が240,000円少なくなりますので、消費税の前取りにより、資金繰りに好影響を及ぼします。



なお、契約年度でリース料総額の消費税を前取りで控除しているため、2年度以降に支払うリース料については控除の対象になりませんので、トータルでは改正前・改正後の控除額は同額となります。

◎ お客様へのお願い

この取扱いは、リース取引がファイナンスリース取引に該当することが要件となりますので、この判定資料として次のものをリース契約ごとに弊社担当者に開示して下さいようお願い致します。(こばやし)

リース契約書

購入したとした場合の見積書

大学でもヒルトップ? ~朝日カルチャーセンターに登場します!~



4月よりカルチャースクール大手の(株)朝日カルチャーセンターと工学院大学が提携して「工学院大学・朝日カレッジ」が開校されており、6月にはヒルトップ税理士法人の講座も開かれます。

◇講座名：「相続税の基礎知識」

◇テーマ：第1回「財産は誰がどうやって相続するのか？」

「相続税はいくらかかるのか?①」

第2回「相続税はいくらかかるのか?②」

第3回「生前に贈与するとどうなるのか?」

◇期間：2008年6月3・10・17日(毎週火曜日10:30~12:00)

◇場所：工学院大学新宿キャンパス(新宿駅西口から徒歩5分)

◇受講料：7,500円

◇その他：申込方法等は下記URLまたは当法人HPを参照してください。

<http://www.asahiculture-shinjuku.com/kogakuin/>



どなたでも受講可能で、受講される方は、工学院大学の学生食堂や生協が利用できます。新宿という都会でちょっと懐かしい(?)学生気分を思い出してみたいはいかがでしょうか?



船橋・御瀧公園



船橋・御瀧公園



船橋・御瀧公園



有楽町

